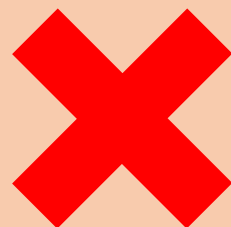


漁業等の業務連絡に 「アマチュア無線機」や 「外国規格無線機」は使えません!



アマチュア無線

- ✓ 仕事(業務)に使用した場合、免許があっても電波法違反として罰則の対象となります




- ✓ 免許が必要です
- ✓ 10分に1回程度コールサインを言いましょう
- ✓ 周波数の使用区別を守りましよう

外国規格無線 (FRS / GMRS)

- ✓ 外国規格無線機を国内で使用した場合、電波法違反で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります



- ✓ 防災無線や放送など、重要な無線に妨害を与えるおそれがあります
- ✓ 無線機に技術基準適合証明のマーク  がなければ、日本国内では使用できません

FRS (Family Radio Service)
GMRS (General Mobile Radio Service) } 462MHz帯、467MHz帯の周波数を使用

検索

東北総合通信局HP > 電波環境 > お知らせ に掲載

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/denpakankyoku.html>



業務の連絡には、

「デジタル簡易無線（登録局）」が便利です



- ・無線従事者の資格不要
- ・異なる業者間でも通信が可能
- ・秘話通信も設定可能

デジタル簡易無線（2台以上使用 ⇒ 包括登録）

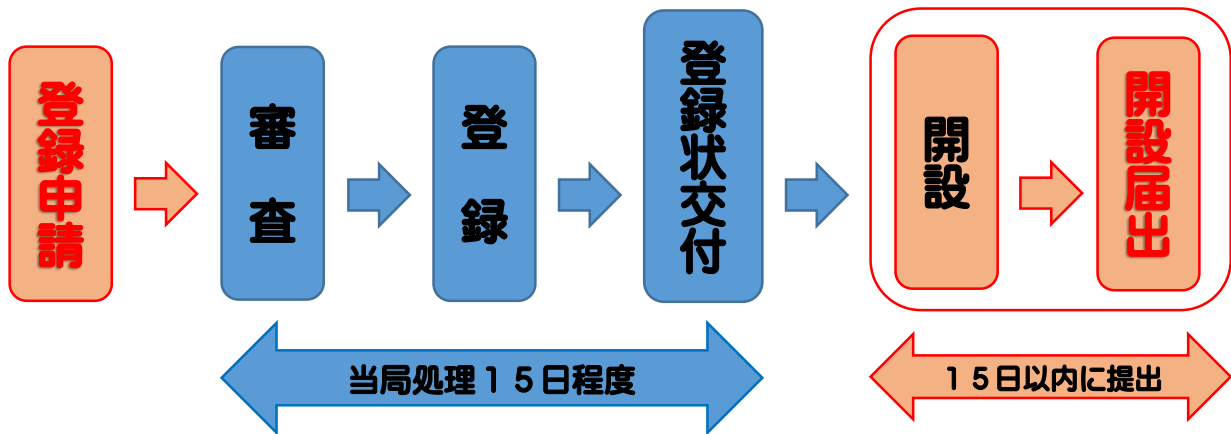


✓ 初めて使用するときは「登録申請」が必要です

✓ 令和5年度の改正により30chから82chへ増波しました（地上専用の場合）

※ 対応機器についてはメーカーや販売店にお尋ねください

● 包括登録の場合（無線機が使用できるまでの手続きの流れ）



※ 「デジタル簡易無線」は**包括登録申請**と**開設届**を提出してから使しましょう！

詳しい手続きは、東北総合通信局陸上課（022-221-0669）までお問い合わせ下さい

注意：手続きをしないで使用した場合、電波法違反で「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられることがあります

☆デジタル簡易無線局(DCR)の登録手続きの詳細はこちらへ

東北DCR

検索

https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/tetuduki/cr_touroku.html

